



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年4月1日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第1号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第46条の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

第129条第2項第1号中「166,950円」を「171,650円」に改め、同項第2号中「72,990円」を「73,090円」に改め、同項第3号中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例の新旧対照表

新				旧			
(介護補償)				(介護補償)			
<p>第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>				<p>第46条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって介護を要する状態の区分に応じ、次の表に掲げる障害の程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に同表に掲げる介護を受けた日の区分ごとに同表に定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>			
介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	障 害	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>	<p>1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が171,650円を超えるときは171,650円)</p> <p>月額73,090円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>	常時介護を要する状態	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>	<p>1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下であるときに限る。)</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が166,950円を超えるときは166,950円)</p> <p>月額72,990円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)</p>
随時介護を要する状態	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>	<p>1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 略</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が85,780円を超えるときは85,780円)</p> <p>略</p>	随時介護を要する状態	<p>1 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>2 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの</p> <p>3 第41条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は第42条の表に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの</p>	<p>1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 略</p>	<p>その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が83,480円を超えるときは83,480円)</p> <p>略</p>

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額

（その額が171,650円を超えるときは、171,650円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 73,090円以下である場合に限る。） 73,090円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 85,780円を超えるときは、85,780円）

(4) 略

(介護補償)

第129条 略

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が前項の表常時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額

（その額が166,950円を超えるときは、166,950円）

(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 72,990円以下である場合に限る。） 72,990円

(3) 介護補償に係る障害が前項の表随時介護を要する状態の項の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が 83,480円を超えるときは、83,480円）

(4) 略

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する
条例（令和3年岡山県市町村総合事務組合条例第1号）【概要】

1 改正の理由

地方公務員災害補償法第30条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成8年自治省告示第95号）及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件（平成18年総務省告示第503号）の一部改正に伴い、非常勤の職員等及び非常勤消防団員等に係る介護補償の額の改定を行ったもの。

2 改正の内容

介護補償の額を次のとおり改定した。（条例第46条及び第129条第2項関係）

対象		改正前	改正後
常時介護を要する者	最高限度額	166,950円	171,650円
	最低保障額	72,990円	73,090円
随時介護を要する者	最高限度額	83,480円	85,780円
	最低保障額	36,500円	据置き

3 施行日 令和3年4月1日